

基 発 第747号  
昭和34年10月28日  
改正 基発 第0316002号  
平成16年 3月16日  
改正 基発 第0601001号  
平成20年 6月 1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

最低賃金法第5条の現物給与等の適正評価基準及び同法  
第7条の最低賃金の減額の特例の許可基準について

標記につき、下記のとおり定めたので、最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「法」という。）  
第5条及び第7条の施行に当たっては、これに基づき、遺漏のないように運用されたい。

記

第1 法第5条の現物給与等の適正評価基準

- 1 食事その他の現物給与等についての評価は、当該地域の物価水準等の実情に応じ、使用者が当該物品を支給し、又は利益を供与するに要した実際費用を超えないこと。  
なお、住込労働者の食事以外の住込の利益については、原則として食事と別の特別の評価は認めないこと。
- 2 労働協約又は労使控除協定で現物給与等の評価額を定めているときは、原則として これによること。ただし、協約又は協定で定める額が不相当であるときは、都道府県労働局長が1の基準によって評価すること。

第2 法第7条の許可基準

法第7条の許可に当たっては、同条各号の者についてそれぞれ次の基準によること。

- 1 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者（法第7条第1号関係）
  - (1) 精神又は身体の障害がある労働者であっても、その障害が当該労働者に従事させようとする業務の遂行に直接支障を与えることが明白である場合のほかは許可しないこと。
  - (2) 当該業務の遂行に直接支障を与える障害がある場合にも、その支障の程度が著しい場合にのみ許可すること。この場合に、支障の程度が著しいとは、当該労働者の労働能率の程度が当該労働者と同一又は類似の業務に従事する労働者であって、減額しようとする最低賃金額と同程度以上の額の賃金が支払われているもののうち、最低位の能力を有するものの労働能率の程度にも達しないものであること。
- 2 試の使用期間中の者（法第7条第2号関係）
  - (1) 試の使用期間とは、当該期間中又は当該期間の後に本採用をするか否かの判断を行うための試験的な使用期間であって、労働協約、就業規則又は労働契約において定められているものをいうこと。したがって、その名称の如何を問わず、実態によって本号の適用をするものであること。
  - (2) 当該業種、職種等の実情に照らし必要と認められる期間に限定して許可すること。この場合、

その期間は最長6か月を限度とすること。

- 3 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条第1項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受けける者であって厚生労働省令で定めるもの（法第7条第3号及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号。以下「則」という。）第3条第1項関係）

職業訓練中であっても、訓練期間を通じて1日平均の生産活動に従事する時間（所定労働時間から認定を受けて行われる職業訓練の時間（使用者が一定の利益を受けることとなる業務の遂行の過程内において行う職業訓練の時間を除く。）を除いた時間）が、所定労働時間の3分の2程度以上である訓練年度については、許可しないこと。

なお、訓練期間が2年又は3年であるものの最終年度については、原則として許可しないこと。

- 4 軽易な業務に従事する者（法第7条第4号及び則第3条第2項関係）

軽易な業務に従事する者として法第7条の許可申請の対象となる労働者は、その従事する業務の負担の程度が当該労働者と異なる業務に従事する労働者であって、減額しようとする最低賃金額と同程度以上の額の賃金が支払われているもののうち、業務の負担の程度が最も軽易なものの当該負担の程度と比較してもなお軽易である者に限られること。

なお、常態として身体又は精神の緊張の少ない監視の業務に従事する者は、軽易な業務に従事する者に該当すること。

- 5 断続的労働に従事する者（法第7条第4号及び則第3条第2項関係）

断続的労働に従事する者として法第7条の許可申請の対象となる労働者は、常態として作業が間欠的であるため労働時間中においても手待ち時間が多く実作業時間が少ない者であること。

- 6 最低賃金法の一部を改正する法律（平成19年法律第129号。以下「改正法」という。）の施行に伴う経過措置

(1) 改正法の施行の日（平成20年7月1日）（以下「施行日」という。）以後最初に改正法による改正後の法第15条第2項の規定による改正又は廃止の決定が効力を生ずるまでの間における改正法附則第5条第2項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対する4の適用については、当該労働者について最低賃金額が時間によって定められている場合は、許可の対象として差し支えないものの、最低賃金額が日、週又は月によって定められている場合において、当該労働者の所定労働時間が、当該最低賃金の適用を受ける他の労働者に比して相当長いときは、この限りではないこととする。

(2) 施行日以後最初に改正法による改正後の法第15条第2項の規定による改正又は廃止の決定が効力を生ずるまでの間における改正法附則第5条第2項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対する5の適用については、最低賃金の時間額が適用される場合を除き、当該労働者の実作業時間数が当該最低賃金の適用を受ける他の労働者の実作業時間数の2分の1程度以上であるときは許可しないこととする。